

令和 7 年 1 月 27 日 原規総発第 2501311 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正についての一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 月 27 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正についての一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について（原規総発第 24031312 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条及び第 3 条、附則第 6 条の前の見出し、同条並びに附則第 7 条中「附則第 3 条」を「附則第 4 条」に改める。

附 則

この訓令は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 1 号）の施行の日（令和 7 年 2 月 13 日）から施行する。